

校内暴力

No. 1 1

広島県教育委員会

1 暴力行為の実態（県警資料より）

(1) 少年による粗暴犯の犯種別・年次別状況

	S58年	59	60	61	62	63	平成元年	2	3	4
総数	642	654	768	786	744	668	568	539	481	532
暴行	142	132	186	171	168	166	97	102	84	88
傷害	289	291	338	364	319	239	282	267	271	275
脅迫	21	1	0	1	5	40	10	1	2	3
恐喝	190	230	244	250	252	223	179	169	124	166

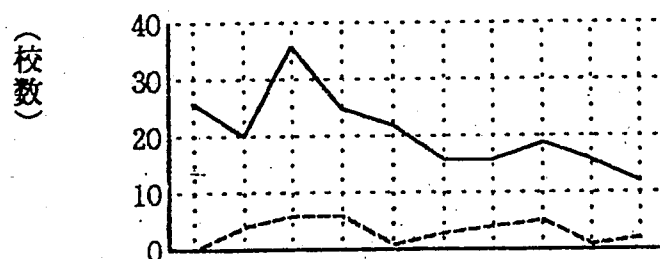
(2) 少年による粗暴犯の学職別・年次別状況

	S58年	59	60	61	62	63	平成元年	2	3	4
総数	642	654	768	786	744	668	568	539	481	532
小学生	0	4	2	5	2	3	6	1	1	0
中学生	356	378	412	434	411	301	285	210	172	265
高校生	119	95	154	122	149	176	127	152	133	121
その他	167	177	200	225	182	188	150	176	175	146

2 本県における校内暴力の状況

校内暴力の発生学校数

— 中学校 — 高等学校

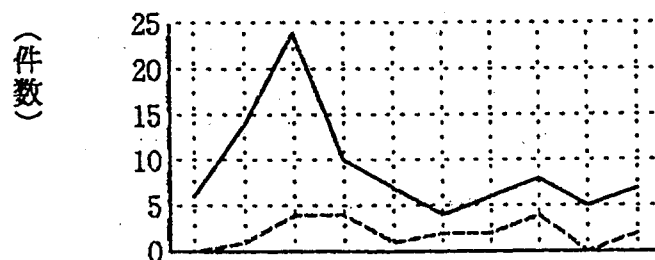


	58	59	60	61	62	63	平成	2	3	4
中学校	26	20	36	25	22	16	16	19	16	12
高等学校	0	4	6	6	1	3	4	5	1	2

(年度)

(1) 生徒間暴力の発生件数

— 中学校 — 高等学校



	58	59	60	61	62	63	平成	2	3	4
中学校	6	14	24	10	7	4	6	8	5	7
高等学校	0	1	4	4	1	2	2	4	0	2

(年度)

(2) 対教師暴力の発生件数

— 中学校 — 高等学校

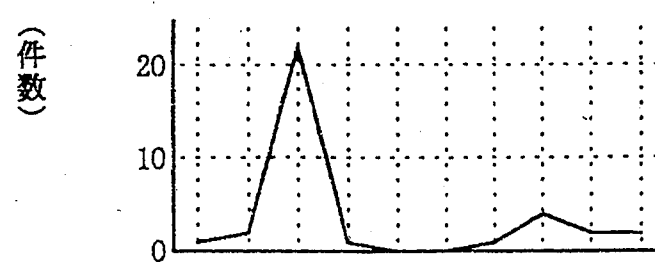


	58	59	60	61	62	63	平成	2	3	4
中学校	28	20	37	33	22	15	26	12	10	8
高等学校	0	4	2	2	0	1	2	3	1	0

(年度)

(3) 器物損壊の発生件数

— 中学校 — 高等学校



	58	59	60	61	62	63	平成	2	3	4
中学校	1	2	22	1	0	0	1	4	2	2
高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(年度)

学校において取り組むべきポイント

- 1 暴力行為に対する毅然とした指導について共通理解を図り、生徒指導態勢を確立すること。
- 2 学校生活や家庭生活における暴力行為の要因を分析し、総合的な視点から、具体的な指導の筋道や方法を明確にすること。
- 3 加害児童生徒が暴力行為に及んだ経緯とそこに内在する心情や心理を把握した上で、反省を促す指導を徹底すること。
- 4 被害児童生徒に対し、その心情や心理を受け止め、学校や教師への信頼を高め、学校生活への適応を図る指導を徹底すること。
- 5 被害・加害生徒の保護者との連携を密にし、指導・助言に当たること。

<機能的な生徒指導態勢の確立>

- 問題行動に即応できる学校の生徒指導態勢の確立を図るとともに、関係機関等との連携を強化する。
- 生活規律や授業規律の確立に向けて、教職員の共通理解を図り、共通行動の確立に努める。

<児童生徒理解の推進>

- 児童生徒の悩みを受け入れる場をつくる。
- すべての教育場面で、組織的・計画的に児童生徒理解を図る。

<長期的な展望に立った生徒指導推進態勢の確立>

- 生徒指導の目標、指導計画を作成し、教職員の共通理解を得る。
- 個に応じたわかる授業の工夫・改善を図るとともに、学習意欲や学習習慣を育てる。
- 学級・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動の充実や学校行事、体験的活動の工夫により、学校生活に対する意欲の向上や連帯と規律ある集団の育成を図る。
- 教育相談活動の充実を図り、児童生徒に対する共感的な理解を深め、児童生徒の自己実現への指導・支援をする。
- 小・中・高連携を推進し、的確な情報交換を図るとともに、授業等の教育活動の相互参観等をとおして、小・中・高一貫した指導態勢を確立する。
- 家庭やPTAとの連携を図り、学校の教育方針についての理解を深め、協力して問題解決に当たる態勢をつくる。
- 地域社会や関係諸機関・諸団体との連携を図り、地域ぐるみの生徒指導態勢の確立を図る。

いじめ

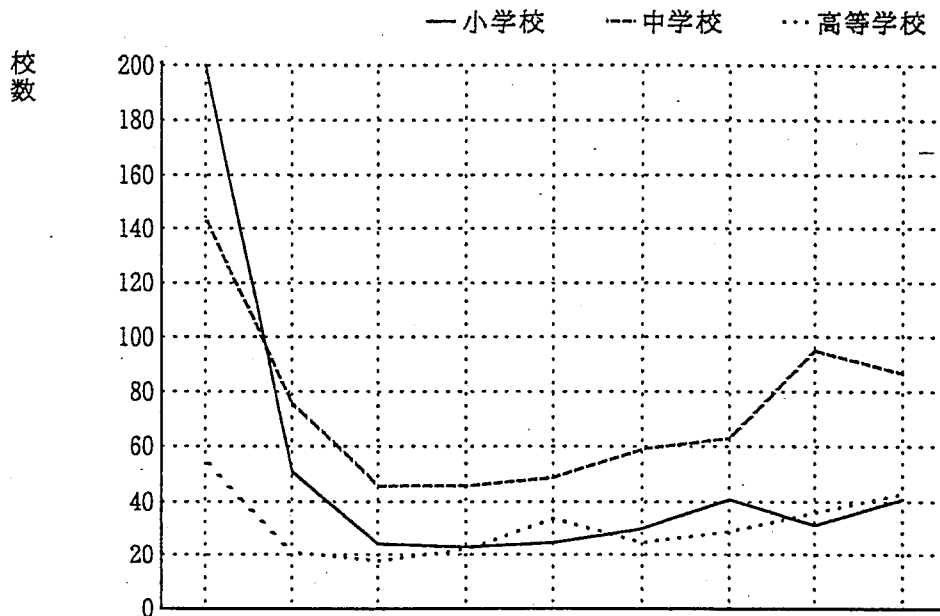
No. 1 2

広島県教育委員会

本県における「いじめ」の状況

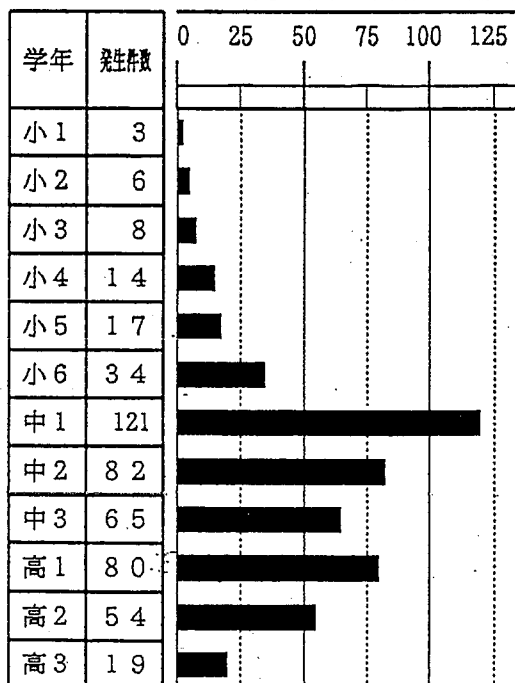
いじめについては、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。」ものを調査対象として把握した件数である。

1 いじめの発生学校数

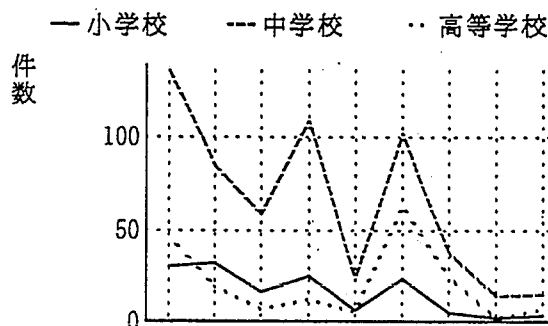


	60年度	61年度	62年度	63年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小学校	200	51	24	23	25	30	41	31	41
中学校	144	76	46	46	49	59	63	95	87
高等学校	55	21	18	22	34	25	29	36	43

2 学年別いじめの発生件数（平成5年度）



3 いじめの態様（平成5年度）



	言葉	冷やか	持ち物	仲間	集団	暴力	たかり	お節介	その他
小学校	30	32	16	25	6	24	5	2	3
中学校	138	85	59	109	23	102	38	14	15
高等学校	47	19	7	12	5	63	25	2	7

【表記項目の略記】

言 葉……言葉での脅し 集 団……集団による無視
 冷 や か……冷やか・からかい 暴 力……暴力を振るう
 持 ち 物……持ち物隠し お 節 介……お節介・親切の押し付け
 仲 間……仲間はずれ

学校において取り組むべきポイント

- 1 全ての教師が、いじめの問題の重大性を認識し、学校全体として一致協力して取り組み、教師は、児童生徒の生活実態のきめ細かい把握や問題の早期発見等に努めること。
- 2 全ての教師が生徒理解の徹底を図ることにより、児童生徒が教師にいつでも相談することのできる雰囲気をつくり、特に、学校内に深刻ないじめを受けた児童生徒が率直に悩みを打ち明けることのできる教育相談の場を用意すること。
- 3 学校教育活動全体をとおして、学校全体の雰囲気を思いやりや助け合いの精神で満たし、「いじめを許さない」という意識をゆきわたらせること。
- 4 一人一人の児童生徒が存在感、充実感を持って学校生活を送ることができるよう学級や学校生活全体の活性化を図り、生き生きとした学級、学校をつくること。
- 5 家庭や地域との連携を強化すること。

<指導態勢>

- 児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努める。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について校内研修等で取り上げ、教師間の共通理解を図る。
- 日常の教育活動をとおして、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の育成に努める。
- いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、的確に対応する。

<教育相談>

- 校内に児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような教育相談体制を整備し、機能させる。
- 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制にする。
- 教育相談では、悩みを持つ児童生徒に対してその解消が図られるまで継続的な事後指導を行う。
- 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携を図る。

<教育活動>

- 学校全体として、全ての教師がそれぞれの指導場面に応じていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行う。
- 道徳、ホームルーム、学級活動の時間等にいじめに関する問題を取り上げ、指導を行う。
- 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図る。
- 体罰禁止の趣旨を全教師で確認し、児童生徒との信頼関係を基礎とした指導を行う。

<家庭・地域との連携>

- PTAや地域の関係団体とともにいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
- 家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などをとおして、家庭との緊密な連携協力を図る。
- いじめの問題解決のため、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等地域の関係機関と連携協力を行う。

いじめの問題に取り組むために

いじめの問題に関する基本認識と早期発見

(1) いじめの問題に関する基本認識

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことに留意する必要がある、基本的には次のような認識でいじめの問題に取り組むことが大切です。

基本認識

- ① いじめは、児童生徒の心身に大きな影響をおよぼす深刻な問題であり、その原因・背景も学校・家庭・社会の様々な問題が複雑にからみあったものであること
- ② いじめは、善悪の判断の甘さ、自制心や思いやりに欠けるなど、児童生徒の心の問題が深く介在していること
- ③ いじめは、学校における人間関係から派生し、その指導の在り方が深くかかわっていること
- ④ いじめは、家庭におけるしつけの問題が深くかかわっていること
- ⑤ いじめの解決には、緊急対策、長期的対策の両面からの対応が必要であること

(2) いじめの問題の早期発見

① いじめの問題の発見のために

いじめは、一般に、外から見えにくい形で行われることが多く、いじめの兆候を見逃ごしてしまい深刻化する場合があります。そのため、教職員一人一人が、いじめがあるのではないかとの問題意識をもって、次のようなことに積極的に取り組み、早期発見に努めることが大切です。

いじめの問題の発見のために

ア 全ての学級にいじめがあるのではないかと問題意識をもつこと

<見逃さない敏感さ>

- ・ 日記、生活ノート、悩みの調査等の活用
- ・ 日常の遊びや対話、観察による把握

イ 児童生徒との面接を計画的に行うこと

<児童生徒と何でも話せる関係づくり>

- ・ 個人面接、教育相談週間などの実施等

ウ 緊密な情報交換をすること

<教職員間の協力態勢づくり>

- ・ 養護教諭、部活動の顧問等との情報交換
- ・ 学年間、教科間等の定期的な情報交換等

エ 家庭との協力体制を確立すること

<家庭との相談しやすい関係づくり>

- ・ 連絡ノート、学級（学年）通信、電話等
- ・ 家庭からの訴えに対する真剣な受け止め

② いじめの問題の発見のチェックポイント

いじめられている子どもは、その悩みなどの様々なサインを出しています。次のようなサイン（例）が見られたらいじめが存在している可能性があると考えられ、きめ細かな注意を払って実情の把握に努める必要があります。

【いじめのサイン（例）】

—<学 習>—

- ・ 学習意欲がなくなり、成績が低下してくる
- ・ うつむくことが多くなる
- ・ 発言すると、やじられる
- ・ 教科書などに落書きされる

—<生 活>—

- ・ 遅刻、早退、欠席が目立つ
- ・ 元気がなく、顔色がわるい
- ・ 衣服に汚れや破れ、すり傷がみられる
- ・ 腹痛等で、保健室にひんばんに行く
- ・ 一人で過ごすことが多い

—<家 庭>—

- ・ いらいらして反抗的になる
- ・ 持ち物をよくなる
- ・ 家の金品をよく持ち出す
- ・ 学校から早く帰ったり、外出しなくなる
- ・ 家族との対話を避ける

— こんな受け止め方をしていませんか —

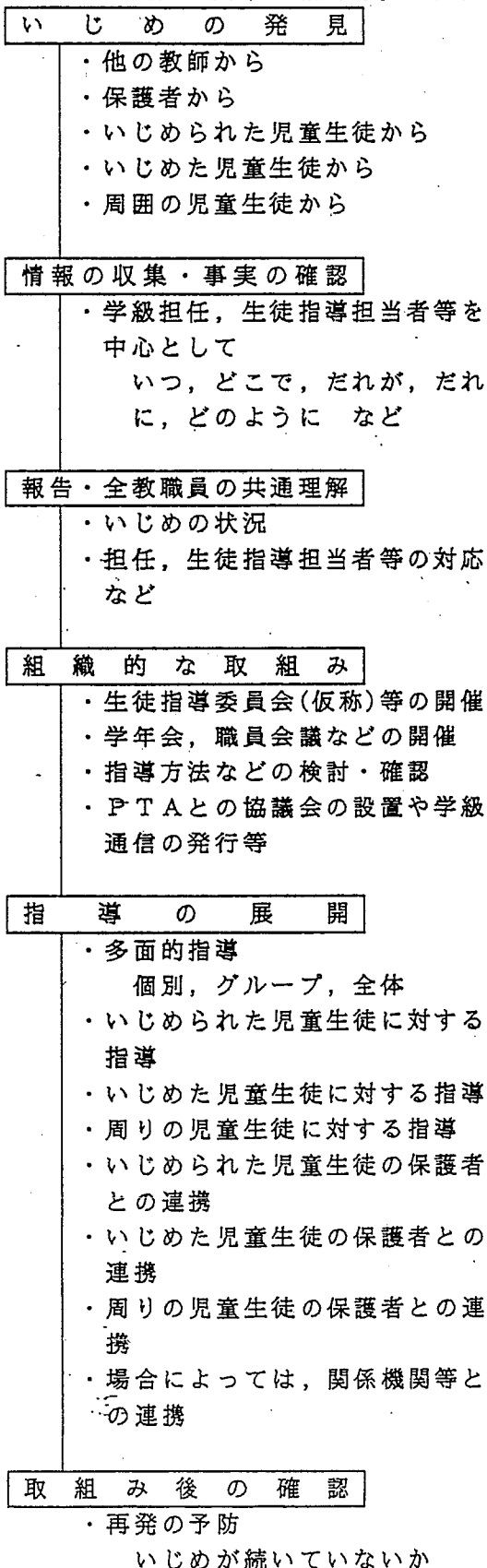
- ◇ いじめられる児童生徒にも原因がある
こうした考えは、いじめの行為を容認し、助長させ、指導を遅らせます。
- ◇ いじめたり、いじめられたりして育つ
いじめには自由はなく、対等でもなく、児童生徒相互の学び合いはありません。
- ◇ 自分の周りにいじめはない
思い込みが、いじめの早期発見を遅らせ、状況を深刻なものにします。

② いじめの問題に対する取組み

(1) 学校の指導態勢の確立

いじめについて訴えなどがあつたり、いじめの兆候（サイン）を把握した場合は、早期に該当する児童生徒や保護者等と対応するなど、問題を軽視することなく、的確に対応することが大切です。しかも、該当する児童生徒だけの指導やその場限りの対応に終わることなく、長期的な指導も考慮した取組みが必要です。そのためには、教職員間の共通理解に基づき、組織的に対応できる指導態勢を確立しておくことが大切です。

(2) いじめの問題に対する指導態勢（例）



(3) いじめられた児童生徒への支援

いじめられた児童生徒がいつも求めているのは、自分のつらさや苦しさをわかり、「仕返しをされる」という不安感を残さないように、き然とした態度で「最後まで守ってくれる」という安心感を与えてくれる人の存在です。

——いじめられた児童生徒に対して——

—「される」を責めない—

- ① 心身の安全を最後まで守る
- ② よさを認め、自信をもたす
- ③ 自立を支援する
- ④ 保護者と連携する
- ⑤ 継続的に支援する

(4) いじめた児童生徒への指導

いじめた児童生徒に対しては、社会で許されない行為は子どもでも許されないとの強い認識に立ち、き然とした姿勢で指導することが大切です。

しかし、いじめた児童生徒を一方的に加害者としてきめつけるのではなく、いじめをするようになった背景に焦点を当てた指導・支援も必要です。

——いじめた児童生徒に対して——

—「する」を許さない—

- ① いじめの行為を制止する
- ② 人権侵害であることに気づかせる
- ③ 児童生徒の自立を支援する
- ④ 不満感、不安感等の訴えを聞く
- ⑤ 保護者との連携を図る
- ⑥ 継続的に指導する

(5) 周りの児童生徒への指導

周りの児童生徒に対しては、話し合い活動等をおして、他人の痛みがわかる心、助け合い支え合う気持ちを養い、いじめをしない、させない、許さない態度を学校全体で育てていくことが大切です。

——周りの児童生徒に対して——

—「傍観」させない—

- ① 人の心の痛みを理解させる
- ② 傍観は、いじめの行為を助長することに気づかせる
- ③ 学校全体の問題として考える

3 いじめを生まない取組み

いじめを生まないためには、児童生徒がその時その場に応じて適切に判断し、望ましい行動ができるようにする必要があります。そのため、学校は日頃から、共感的人間関係を育成すること、自己存在感を与えること、自己決定の場を用意すること等をとおして、児童生徒の自己指導能力を育成することに努めることが大切です。

(1) 温かいふれあいと相互理解に基づく学級・学校づくり

- ① 日頃から、教職員と児童生徒及び児童生徒間の温かいふれあいをとおして、相互の好ましい人間関係の育成や児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めること
- ② いじめ等の児童生徒の訴えなどがあつた時は、問題を軽視することなく、温かい気持ちで児童生徒の立場に立って理解し積極的に取り組むこと
- ③ いじめ等の生徒指導上の問題を職員会議等で取り上げ、教職員間の共通理解を図り、一致協力して取り組むこと

(2) いつでも悩みを相談できる教育相談態勢の充実と関係機関との連携

- ① 児童生徒が気軽に話せる学校の雰囲気をつくるとともに、児童生徒がいつでも悩みを相談できる相談態勢の充実を図ること
- ② 学校における教育相談や教育センター・児童相談所等の相談窓口の相談可能な曜日・時間、担当者等について、児童生徒や保護者に周知すること
- ③ 教育相談は、児童生徒の悩みが解消するまで、継続的な事後指導を適切に行うこと
- ④ 学校だけでは解決できない場合もあるので、必要に応じて、教育センター・児童相談所等の関係機関等との連携を図ること

(3) 児童生徒が自己決定でき、存在感・充実感のもてる教育活動

- ① 児童生徒自らが課題意識をもって学習に臨み、調べること等の主体的な学習活動ができるようにすること
- ② 全ての教育活動の中で、児童生徒一人一人が自分の持味・よさが発揮でき、自己存在感がもてるようにすること
- ③ 児童・生徒会活動、学校行事等で、児童生徒の主体的な取組みによって感動的な体験ができるようにし、児童生徒一人一人が充実感がもてるようにすること
- ④ いじめの問題等の生徒指導上の問題は、できるだけ児童生徒間で話し合うようにし、望ましい行動ができるように支援していくこと

(4) 信頼感のある家庭・地域等との連携協力

- ① 家庭訪問や学級通信等をとおして日頃から家庭との緊密な連携協力を図り、児童生徒一人一人のよさを伝えたり保護者の意見を聞くなどして信頼関係を築くこと
- ② 日頃から、PTAや地域の関係団体等の定期的な連絡会の機会をとらえて、生徒指導上の問題について意見を聞いたり学校の姿勢や方針に対しての理解を図ったりして、地域ぐるみの取組みを進めること

暴力行為

No. 13

広島県教育委員会

1 暴力行為の実態（県警資料より）

(1) 少年による粗暴罪の犯種別・年次別状況

	S58年	59	60	61	62	63	H 元年	2	3	4	5	6
總 數	642	654	768	786	744	668	568	539	481	532	468	452
暴 行	142	132	186	171	168	166	97	102	84	88	82	70
傷 害	289	291	338	364	319	239	282	267	271	275	224	213
脅 迫	21	1	0	1	5	40	10	1	2	3	8	1
恐 喝	190	230	244	250	252	223	179	169	124	166	154	168

(2) 少年による粗暴犯の学職別・年次別状況

	S58年	59	60	61	62	63	H 元年	2	3	4	5	6
総 数	642	654	768	786	744	668	568	539	481	532	468	452
小学生以下	0	4	2	5	2	3	6	1	1	0	9	1
中学生	356	378	412	434	411	301	285	210	172	265	180	163
高校生	119	95	154	122	149	176	127	152	133	121	120	127
その他	167	177	200	225	182	188	150	176	175	146	159	161

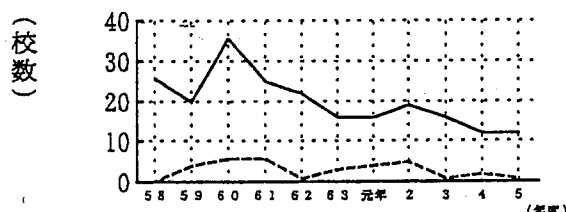
2 本県における校内暴力の状況

校内暴力とは、学校生活に起因して起こった暴力行為をいい、生徒間暴力、対教師暴力、学校の施設・設備等の器物損壊の三形態がある。

平成5年度に警察等で扱った校内暴力は、発生学校数及び形態別件数ともに前年度とほぼ同数であり、ここ数年間の推移をみてもほぼ横ばいの状況にある。

(1) 校内暴力の発生学校数

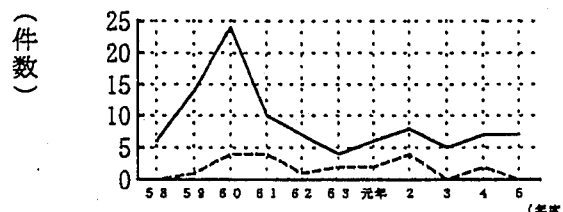
一中学校 一高等学校



	58	59	60	61	62	63	祥	2	3	4	5
—中学校	26	20	36	25	22	16	16	19	16	12	12
—高等学校	0	4	6	6	1	3	4	5	1	2	1

(2) 生徒間暴力の発生件数

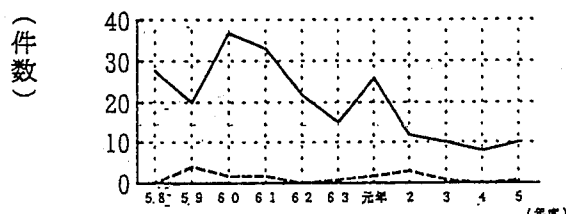
一中学校 一高等学校



	58	59	60	61	62	63	祥	2	3	4	5
—中学校	6	14	24	10	7	4	6	8	5	7	7
—高等学校	0	1	4	4	1	2	2	4	0	2	0

(3) 対教師暴力の発生件数

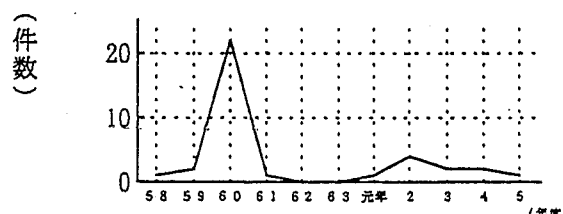
一 中學校 一 高等學校



	58	59	60	61	62	63	祚	2	3	4	5
一中学校	28	20	37	33	22	15	26	12	10	8	10
一高等学校	0	4	2	2	0	1	2	3	1	0	1

(4) 器物損壞の発生件数

— 主 持 人 — — 嘉 賓 評 議 員 —

[illegible]

学校において取り組むべきポイント

- (1) 暴力行為に対する共通理解を図り、機能的な生徒指導態勢を確立し、毅然とした態度で指導すること。
- (2) 学校生活や家庭生活における暴力行為の要因を分析し、総合的な視点から、具体的な指導の筋道や方法を明確にすること。
- (3) 加害児童生徒が暴力行為に及んだ経緯とそこに内在する心情や心理、願いや不満を把握し、そこに児童生徒の課題を見だし、反省を促す指導を徹底すること。
- (4) 被害児童生徒が暴力行為を受けたときの心情や心理、願いや不満を受け止め、支援を徹底すること。
- (5) 被害・加害児童生徒の保護者との連携を密にし、指導・助言に当たること。
- (6) 学校だけで解決することが困難な場合は、PTA及び関係諸機関等との連携を図り、一体となった取組みを推進すること。

<機能的な生徒指導態勢の確立>

- 問題行動に即応できる学校の生徒指導態勢の確立を図るとともに、関係機関等との連携を強化する。
- 生活規律や授業規律の確立に向けて、教職員の共通理解を図り、共通行動の確立に努める。

<児童生徒理解の推進>

- 教師と児童生徒との心のふれあいの場、児童生徒の悩みを受け入れる場をつくる。
- すべての教育場面で、組織的・計画的に児童・生徒理解を図る。

<長期的な展望に立った生徒指導推進態勢の確立>

- 生徒指導の目標、指導計画を作成し、教職員の共通理解を得る。
- 個に応じたわかる授業の工夫・改善を図るとともに、児童生徒を肯定的に評価することにより学習意欲を高め、学習習慣を育てる。
- 学級・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動の充実や学校行事、体験的活動の工夫により、学校生活に対する意欲の向上や連帯と規律ある集団の育成を図る。
- 教育相談活動の充実を図り、児童生徒に対する共感的な理解を深め、児童生徒の自己実現への指導・支援をする。
- 小・中・高連携を推進し、的確な情報交換を図るとともに、授業等の教育活動の相互交流等をとおして、小・中・高一貫した指導態勢を確立する。
- 家庭やPTAとの連携を図り、学校の教育方針についての理解を深め、協力して問題解決に当たる態勢をつくる。
- 地域社会や関係諸機関・諸団体との連携を図り、地域ぐるみの生徒指導態勢の確立を図る。

覚せい剤等の薬物乱用防止

NO. 14

広島県教育委員会

1 覚せい剤等の薬物乱用に対する基本的認識

薬物乱用の問題は、今や私たち人類の健康や福祉に対する脅威となっています。国連では、平成3年～平成12年を「国連麻薬乱用撲滅の10年」とし、各国がこの10年間に薬物乱用防止活動を推進するように呼びかけています。

乱用されている薬物には依存性があるため、一度手を出すとやめられなくなり、元の心身の状態に戻るのは容易ではありません。

薬物乱用の問題は、私たちには関係ない考える人や、無関心な人が多いのではないのでしょうか。薬物乱用は、暴力団だけのことのように見ている傾向がないのでしょうか。しかし、下の表からわかるように、薬物乱用は暴力団だけではなく一般成人に広く蔓延し、青少年にまで広がっています。

この状態を無関心で放置しておくことは、大変危険です。まず、教職員が薬物乱用についての知識をもち、その未然防止のために保護者や地域と協力して児童生徒を守らなければなりません。みんなで力を合わせ、薬物乱用を許さない社会を築いていきましょう。

2 本県における覚せい剤乱用の状況

覚せい剤事犯検挙状況

(単位：人)

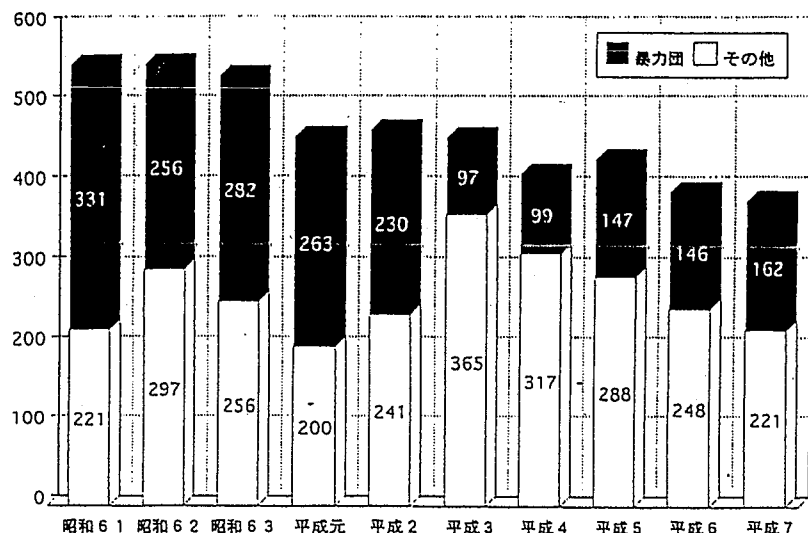
区分	検挙 人員	成人少年別		暴力団その他別		
		成人	少年	暴力団	その他	計
昭和61年	592	544	48	331	221	552
昭和62年	588	546	42	256	297	553
昭和63年	560	528	32	282	256	538
平成元年	485	462	23	263	200	463
平成2年	490	462	28	230	241	471
平成3年	473	441	32	97	365	462
平成4年	432	403	29	99	317	416
平成5年	453	418	35	147	288	435
平成6年	419	401	18	146	248	394
平成7年	405	388	17	162	221	383

注意1) 成人少年別は県警本部及び中国地区麻薬取締官事務所分である。

注意2) 暴力団その他別は県警本部分である。

(人)

暴力団その他別の覚せい剤事犯検挙状況



3 覚せい剤等薬物に関する Q & A

Q 覚せい剤をはじめ、乱用されている薬物にはどんなものがありますか。

A 主に次のようなものがあります。

(1) 覚せい剤

一般的に、アンフェタミン、メタンフェタミンの2種類をさします。静脈注射や経口や気化させその煙を吸煙する方法等によって摂取します。一時的には気分が高揚し、自信が増し、疲労感が取れたように感じますが、効果が切れると激しい疲労感や、憂うつ感に襲われます。強い精神的依存性があり、繰り返し使用するうちに、中枢神経に異常をきたし、幻想や妄想がでてきます。「スピード」ともよばれています。

(2) コカイン

コカの葉（南米原産）から作られ、毒性が強く約1gで死亡します。吸煙や鼻からの吸引で摂取します。興奮作用があり、作用が迅速で強烈なだけに、大量の摂取によって、けいれん、呼吸困難から死に至るケースがあります。幻覚、幻影を伴い、皮膚や粘膜における感電感、刺されるような感じ、かゆみなどがあらわれます。また、加熱すると“パチパチ”と音がすることやひび割れを起こすことから「クラック」と呼ばれるものもあります。アメリカで急速な広がりを見せており、日本でも増加しています。

(3) 大麻（マリファナ、ハッシッシ）

大麻草の葉を乾燥させたものを吸煙等によって摂取します。感覚が異常になり、興奮状態になったり、何もやる気のない状態や幻覚・妄想が現れます。繊維は、衣服やロープの材料にされています。

(4) あへん、ヘロイン

けしの液汁が凝固したものと及びこれを加工したものを“あへん”といい、あへんから得られるモルヒネを化学的にアセチル化したものをヘロインといいます。静脈注射、吸煙によって摂取します。酩酊状態になり、睡眠さらに昏睡に陥り、ついには呼吸麻痺になります。慢性の中毒になると衰弱消耗状態になります。

(5) その他（LSD、向精神薬等）

LSDはわずかの量で、異常感をきたす幻覚剤です。向精神薬は、中枢神経に作用して精神の機能に悪影響を与えます。

Q どういうことから覚せい剤を使用するようになるのですか。

A

覚せい剤等についての知識がなく、友人から誘われたり、好奇心から一度くらいなら大丈夫とか、友だちがしているのに自分だけしないと仲間はずれにされると考えて覚せい剤をやり始めるケースがあります。また、最近ではダイエット効果があると信じて使用するケースが増えています。

Q どのくらいで中毒になるのですか。

A

一度でも乱用すれば、すぐにでもそのとりこになってしまう危険性があります。幻覚、妄想などの症状が現れるのは約3カ月くらいであり、シンナーから覚せい剤の乱用に移行すれば、早ければ10日足らずでこうした症状が現れます。

Q 覚せい剤などの薬物乱用は、まったく関係ない人に防止の啓発活動を行えば、逆に興味をもたせるだけではないでしょうか。

A

マスコミ等が薬物乱用の問題を積極的に取り上げていますが、決して興味本位で取り上げているではありません。平成7年の未成年者の覚せい剤乱用による検挙人数は1079人で、高校生92人、中学生19人（前年では、高校生41人、中学生13人）と増加しています。アメリカでは、昭和34年には、薬物乱用者が国民の1%でしたが、10年後の昭和44年には、国民の60%にもなっており、現在、小学校上級生から中学校にかけ100時間を越える薬物乱用の問題についての授業を行っています。正しい知識をもたせることで、好奇心や誤った情報による使用を防ぐことができます。緊急に薬物乱用を許さない社会をつくっていく必要があります。

Q 相談はどんなところにすればよいですか。

A 次のようなところがあります。

広島県警察本部生活安全部生活保安課	Tel (082) 227-4989
厚生省中国地区麻薬取締官事務所	Tel (082) 228-8974
広島県福祉保健部業務課	Tel (082) 228-2111
各保健所・支所、各警察署等	

4 事例

事例1

中学校3年生女子が、2年生のころからシンナー乱用を続けているうちに、覚せい剤常習者の26歳の男性と知り合い、覚せい剤を注射された。

事例2

「娘の様子がおかしい」と保護者から相談を受け、少女から事情を聞いていたところ、知りあった暴力団から覚せい剤を注射され、いたづらをされていた事がわかった。

事例3

高校3年生女子が、ダイエット効果があると本に書いてあったので、興味をもち覚せい剤を使用していた。

事例4

複数の高校生が、授業の合間や放課後にトイレなどで覚せい剤を注射していた。

5 現状と今後の取組みについて

警察庁の調べによると、平成7年に覚せい剤乱用で補導された中・高校生は、従来の約2倍に急増し、そのうち約6割が女子生徒です。駅前等で声をかけられ入手したり、テレクラ、デートクラブで知りあった相手から入手したなど安易に入手できる状況があります。また、過去にシンナーを吸引していた人が約6割もいました。安易に薬物乱用への道を許してしまう風潮があります。このような危機的な状況をふまえ、次の取組みを行ってください。

緊急に取り組むべきこと

- (1) すべての教職員が、薬物乱用に対する正しい知識をもつための研修会を行うこと
- (2) 学級・ホームルーム活動等を通して、すべての児童生徒が薬物乱用に対する正しい知識をもつよう指導を徹底すること
とりわけ、夏季休業前に個別の指導を含め、適切に対処すること
- (3) 覚せい剤等の薬物乱用について、継続した指導計画をたてること
- (4) 学校通信や保護者懇談会等を通して、薬物乱用について保護者に対する啓発活動を行うとともに緊密な連携を図ること
- (5) 児童生徒の出欠席、遅刻、早退、授業の状況等を把握し、小さな変化についても見逃さないよう努めること
- (6) 一人一人の児童生徒が安心して、楽しく、のびのびと学校生活を送ることができるよう学校づくりを行うこと

テレクラ等の被害防止

NO. 15

広島県教育委員会

1 テレクラ等に関する現状認識

テレクラ等は、顔も名前もわからないままで簡単に異性と話ができて、女性はフリーダイヤルで無料というシステムであることから、好奇心や遊び半分でテレクラ等に電話をかけ、言葉巧みに誘われて心や体の被害にあったり、犯罪に巻き込まれる児童生徒が急増しています。また、最近ではポケベル、PHS、携帯電話がテレクラ等に利用されたり、インターネットを利用したものまで出現しています。

まず、教職員がテレクラ等について正確に知り、その被害の未然防止に取り組んでください。

2 テレクラ等の被害状況の推移（警察庁、県警の資料による）

		平成5年			平成6年			平成7年			平成8年		
		計	中学生	高校生	計	中学生	高校生	計	中学生	高校生	計	中学生	高校生
テレクラ	全国	656	-	-	1022	293	382	1410	454	456	-	-	-
被害者	県内	26	4	1	18	4	6	54	40	9	33	13	17

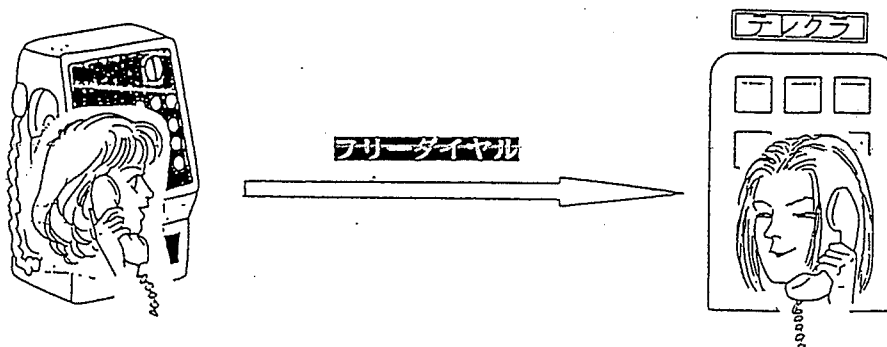
※ 全国欄のうち、平成5年の中学生と高校生及び平成8年の欄は未発表である。

3 テレクラ等とは

テレクラ等は、電話回線を介して専ら異性の間の会話の機会を提供するものであり、それを興味本位に利用する女子中・高校生が、性的な被害の対象になっているというものです。これは3つのシステムに分けられます。

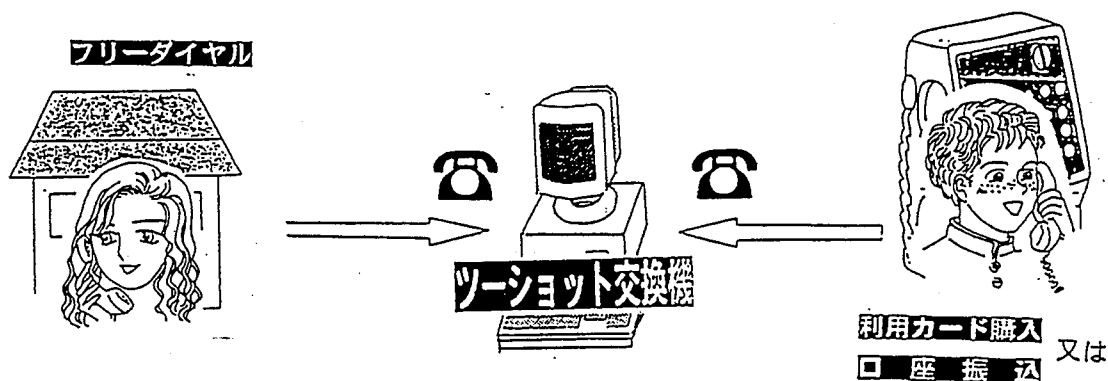
① 個室型テレホンクラブ

男性が、1時間数千円の利用代金を支払ってテレホンクラブの個室で待ち、女性がフリーダイヤルで外から電話をかけ見知らぬ男女が会話をするもの。



② ツーショットダイヤル

男性は、数千円から1万円の利用カードを購入し、業者の指定番号へ電話をかける。女性はフリーダイヤルで電話し、業者の交換機を通して見知らぬ男女が会話をするもの。



③ 伝言ダイヤル

男性は、数千円から1万円の利用カードを購入し、業者の指定番号へ電話をかける。女性はフリーダイヤルで電話し、業者仲介の録音機を通じて見知らぬ男女が伝言をやりとりするもの。



4 テレクラ等にかかわる実態調査 (平成8年度 総務庁調査)

①あなたは今までに、テレクラやツーショット・ダイヤルに電話したことがありますか (%)

男女・学校別 項目	男 子		女 子		全 体
	中学生	高校生	中学生	高校生	
あ る	10.2	6.6	17.0	27.3	15.9
な い	89.8	93.4	83.0	72.7	84.1

②なぜテレクラに電話をしましたか (複数回答 回答の多いもの上位3つ) (%)

- | | |
|-----------------|------|
| 1 おもしろそうだったから | 69.7 |
| 2 ヒマだったから | 55.7 |
| 3 相手をからかいたかったから | 34.0 |

③テレクラ等に電話をした後、どのように感じましたか

(複数回答 回答の多いもの上位3つ) (%)

1 おもしろいと思った	60.6
2 バカバカしくなった	59.7
3 またしたいと思った	32.6

④電話をかけた後、どうしましたか (複数回答 回答の多いもの上位5つ) (%)

1 電話で話しただけ	78.9
2 会う約束をした	28.3
3 どんな人か見てみた	13.7
4 ホテルへ行った	5.1
5 実際に会った	3.4

⑤保護者の意識 子どもが「テレクラやツーショット・ダイヤルに電話する」 (%)

1 あると思う	1.2
2 ないと思う	94.5
3 わからない	2.8
4 無回答	1.4

5 何が問題なのか

- ・ 4の①⑤のデータが示すように、女子高校生の4人に1人がテレクラ等に電話をした経験を持っているにもかかわらず、保護者のほとんどがそうは思っていない。
- ・ 4の②③④のデータが示すように、多くの場合、興味や好奇心などの軽い気持ちで利用されています。また、利用した3人に1人はまたしたいと思っており、なかにはホテルへ行くなどの憂慮すべき状況にあります。
- ・ 単なる「テレクラ遊び」の電話から、騙されたり、断りきれず性犯罪の被害者になったり、中には小遣い稼ぎのため売春をするような例もあります。
- ・ 金銭のトラブルや暴行、恐喝、強盗など凶悪な犯罪に巻き込まれる例も多くあります。

6 事例

【事例1】

会社員が伝言ダイヤルで知り合った17歳の女子高校生を誘惑してドライブ中、ホテルに連れ込んでいたずらしたうえ、「組織に連れていく。連れて行かれたくなかったら金を出せ。」と脅していた。

【事例2】

医師がツーショットダイヤルで知り合った女子中学生2名に対し、わいせつな行為をする事件が起こった。

7 今後の取り組みについて

本県では、青少年育成条例が改正され（平成9年1月1日施行）、テレクラ等の問題に対処するため、関係機関が連携強化を図り、啓発活動や未然防止のための運動を展開しているところです。各学校においても、このような状況をふまえ、児童生徒が安心して、のびのびと楽しく学べる学校づくりに努め、児童生徒の自主的な活動を尊重し、将来において社会的に自己実現できるよう、積極的な生徒指導の推進を図るとともに、緊急の課題として次のような取り組みを行ってください。

緊急に取り組むべきこと

- (1) 教職員が、テレクラ等の問題について認識を深めるため研修会を行うこと。
- (2) 教職員中心の性に関する知識や価値観の伝達といった指導から脱皮し、児童生徒中心の学習となるように、性教育の創造・工夫をすすめること。
- (3) 学級・ホームルーム活動等を通して、すべての児童生徒がテレクラ等の問題について学習を深め、自らの生き方や性の問題に対して、適切な判断や意志決定ができるよう、継続した指導計画を立てること。
- (4) 学級通信や保護者懇談会を通して、テレクラ等の実態及び問題について保護者に対する啓発活動を行うとともに、緊密な連携を図ること。
- (5) 児童生徒の出欠席、遅刻、早退、授業の状況等を把握し、小さな変化についても見逃さないように努めること。

暴力行為の未然防止について

No. 16

平成9年7月 広島県教育委員会

1 暴力行為の実態

(1) 少年による凶悪・粗暴な問題行動の罪種別・年次別状況

(警察庁、広島県警察本部資料による)

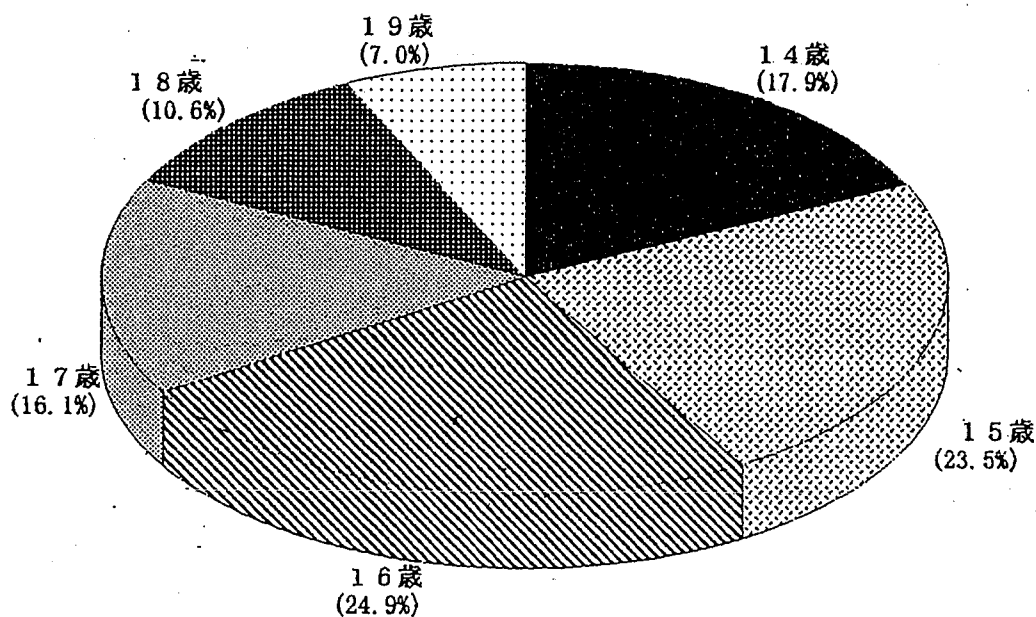
年		平成 元	2	3	4	5	6	7	8
広島県	殺人	3	1	4	1	4	0	3	3
	強盗	7	10	16	31	18	25	31	25
	暴行	97	102	84	88	82	70	35	55
	傷害	282	267	271	275	224	213	245	210
	脅迫	10	1	2	3	8	1	1	5
	恐喝	179	169	124	166	154	168	208	266
	その他	23	24	43	23	15	19	4	12
	総数	601	574	544	587	505	496	527	576
全国	少年の占める割合	45.0	45.2	42.9	46.1	41.5	38.3	44.4	45.7
	少年の占める割合	41.2	40.5	40.2	39.9	39.4	39.1	41.4	42.1

注 「少年」とは20歳未満の者を指す。 「少年の占める割合」は、成人を含めた総数に占める少年の割合を%で示す。

「その他」は、「放火」「凶器準備罪」を含めた数字である。

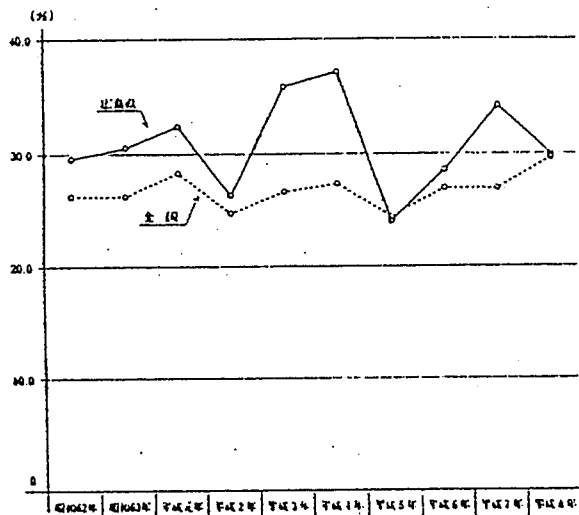
(2) 全国の平成8年刑法犯少年の年齢別構成

(警察庁、広島県警察本部資料による)

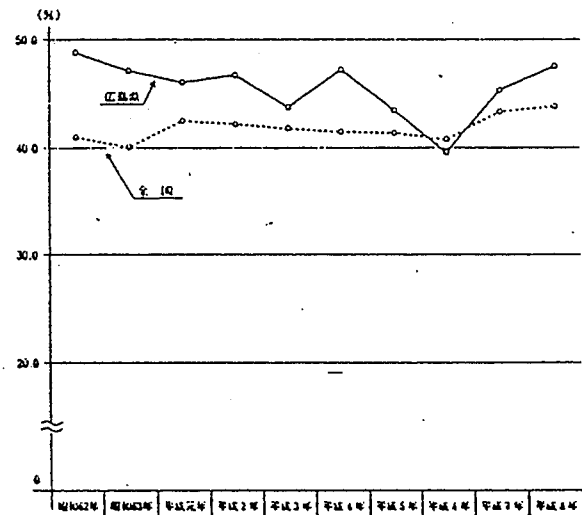


(3) 刑法犯に占める少年の割合の年次別推移 (全国・広島県) (警察庁、広島県警察本部資料による)

「殺人」「強盗」等の問題行動



「暴行」「傷害」等の問題行動



2 暴力行為の社会的背景・要因

(1) 人間関係の希薄化

都市化がすすみ、地域の連帯意識が希薄になっているとともに、子どもが生活体験や感動体験を得る場が少なくなり、身体的、集団的、創造的な遊びが少なくなっている。

(2) 社会規範に対する意識の変化

物質的繁栄を背景とした「物」中心の考え方や価値観の多様化などにより、社会規範の順守に対する意識が低下するとともに、知識偏重の教育観が強くなり、人間性の涵養の意識が薄くなっている。

(3) 情報化社会の弊害

「暴力性」あるいは「残虐性」を売り物にするテレビやアニメの影響を受け、「暴力」が遊び感覚でとらえられ、「暴力は絶対に許さない」という意識が弱まっている。

(4) 自己コントロール能力の低下

物質的豊かさの向上により、我慢することを体験することが少なく、また、家庭における過保護・放任・溺愛等の教育態度により、子どもたちに忍耐力や自制心が十分に育っていない。

(5) 教育の問題

学校が急激な社会の変化に対応した柔軟なものになっていない。また、学歴偏重、偏差値重視の大人社会の価値観を変え、一人一人の個性を尊重し生かす教育への改革が十分でない。

3 指導の基本的視点

前述のように、児童生徒をとりまく社会環境は大変厳しいものがあります。

次の基本的視点から、学校、家庭、地域が一体となって、自己実現ができるよう子どもを指導・援助することが重要です。

(1) 家庭における自己存在感の育成

子どもたちが、温かい人間関係を通じて最善の判断、生活習慣を培うのは家庭であることを訴えていかなければなりません。学校の役割と家庭の役割を明確にして、家庭の教育力を高めるための意識改革の大切さを訴えていくとともに、支援していくことが重要です。

また、家庭が何でも話し合える場となり、子どもたちが家庭の中で役割をもち、子ども自身が必要とされているという自己存在感がもてるようにすることの大切さについて理解を図ることが重要です。

(2) 地域における生活体験、社会体験、自然体験の実施

すべての大人が、子どもの健全な育成を願い、問題行動に対して見て見ぬ振りをするのではなく、他人の子どもも「悪いことは悪い」と毅然とした態度で注意するなど、地域の子どもは地域で育てるという意識の形成が必要です。

また、地域でのPTA活動、青少年団体、スポーツ団体、関係団体等と連携しながら、子どもたちに生活体験、社会体験、自然体験を通して、豊かな人間関係とともに自己実現できる力を育てることが重要です。

(3) 学校における生きる力の育成と毅然とした指導

生涯学習の基礎の場として、「学ぶことを学ぶ」（学ぶ方法を学ぶ）を基本に、主体的な思考力、課題解決能力が育つように、一人一人の児童生徒にあった指導を充実させる必要があります。また、こうした学習の基盤には、豊かな心、他人のいたみがわかる心、感動する心などの育成が必要です。

(4) 学校における教育活動の充実

それぞれの学校における教育活動について、次の観点から点検し、さらに充実させることが大切です。

- ① すべての教育活動をとおして、いのちの尊さと人権尊重の大切さが学ばれているか。
- ② 児童生徒が学校の中で存在感、充実感をもって生活しているか。
- ③ 児童生徒に仲間意識が培われており、互いに尊重し合い高め合う集団として機能しているか。
- ④ 体罰を容認したり、体罰に依存した指導が行われ、「目的のためには暴力も許される」との意識を形成していないか。
- ⑤ 暴力行為は人間として絶対に許されないことを、繰り返し児童生徒に訴えているか。
- ⑥ 教職員と児童生徒とのふれあいの機会がもて、尊敬と信頼の人間関係が育っているか。
- ⑦ 教職員の生徒指導に対する共通理解がとれ、生徒指導態勢が確立し、学校生活や社会生活のきまりを守る指導が十分行われているか。
- ⑧ 家庭との連携が十分行われており、児童生徒の生活実態などについて日常的に把握が行われているか。

4 緊急に取り組むべきこと

児童生徒をとりまく今日の状況をふまえ、各学校の教育実践の点検を行ったうえで、次の点について緊急な取り組みをしてください。

(1) 児童生徒理解の推進

- ・児童生徒の出欠席、遅刻、早退、授業の状況等を把握し、小さな変化についても見逃さないように努めること。
- ・児童生徒をいろいろな角度からとらえ、一人一人のよさをのばす取組みを進めること。
- ・児童生徒が悩んでいること、困っていることを気軽に相談できるよう教育相談態勢を確立すること。

(2) 一人一人を大切にする学校づくり

- ・あらゆる教育活動をとおして、いのちの大切さを訴え、人権尊重の教育を推進すること。
- ・児童生徒一人一人が自己存在感、充実感を味わえる学校づくりに努めること。
- ・体罰をなくし、暴力を許さない学校づくりを進めること。
- ・体験活動を取り入れた学習や問題解決型の学習をすすめるなど、わかる授業、児童生徒の実態にあった授業づくりを行うこと。
- ・児童会・生徒会活動を活性化し、文化祭、体育祭等を通してすべての児童生徒が活躍できる場をつくること。
- ・地域、児童生徒の実態に応じて校則の見直しを図ること。

(3) 生徒指導態勢の確立

- ・暴力をはじめ問題行動に対しては毅然とした姿勢でのぞむとともに、児童生徒一人一人の実態にあった指導を行うこと。
- ・暴力は絶対に許さないことを、全体会、学年会等を通じて、繰り返し訴えること。
- ・問題行動に即応するため、情報を集中化させ、校長を中心とした生徒指導態勢の確立を図ること。また、場合によっては関係機関等との連携をすみやかに行うこと。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携強化

- ・学校教育目標、教務内規、校則等を、懇談会などを通して、保護者に説明し理解と協力を求めること。
- ・生徒指導、学習指導及び進路指導などについて、日常的に小・中・高等学校間で緊密な連携を図ること。
- ・必要に応じて関係機関等と連携し、問題行動の未然防止に努めること。

学校・家庭・地域の連携について

No. 17

平成9年12月 広島県教育委員会

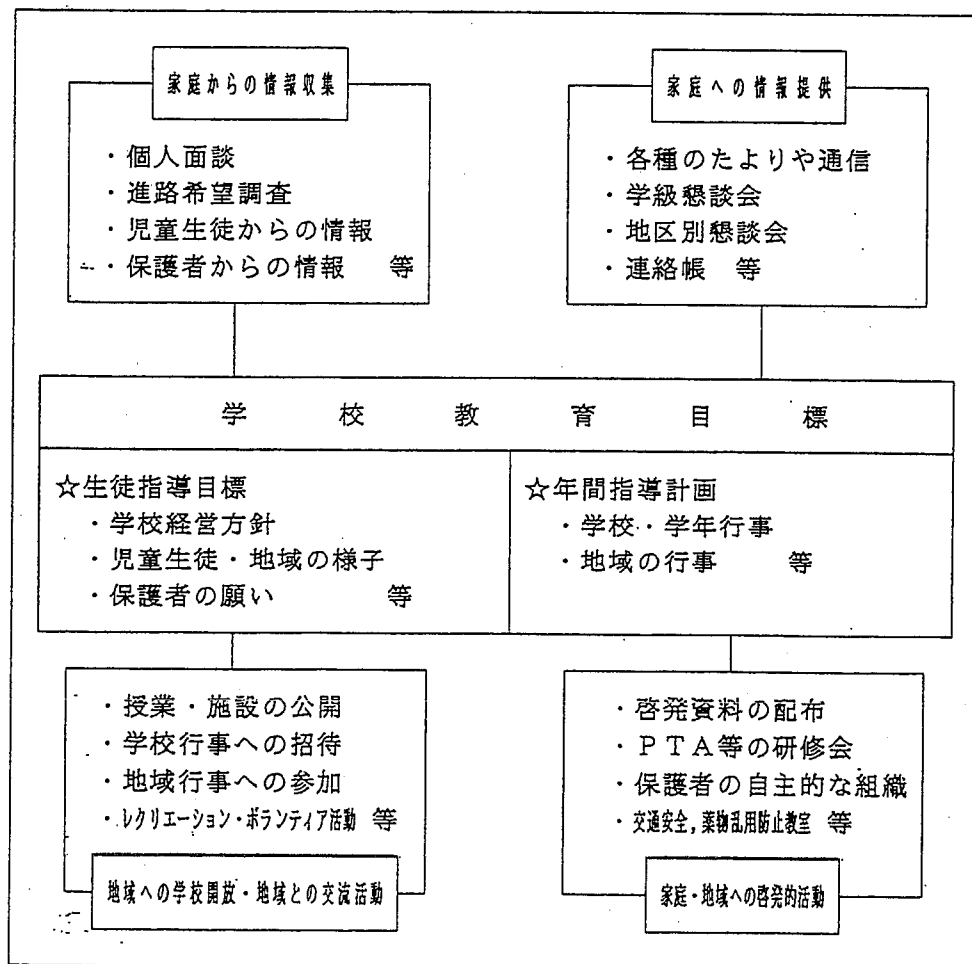
1 学校・家庭・地域の連携の必要性

児童生徒の個性を尊重し、その伸長を図るためには、学校、家庭、地域がそれぞれの教育機能を十分に発揮し、その責任を果たすとともに、相互の連携のもとで、教育効果が高められるように努めることが大切です。

最近の問題行動の状況には、広域化、集団化、粗暴化する傾向がみられ、学校だけですべてを解決することは困難な状況になっています。その背景のひとつには、一人一人の児童生徒が自己実現できる場が十分でないことや、家庭や地域において人間関係を深めることのできる体験の場が不足していること等があると考えられます。したがって、問題行動を未然に防止するためには、学校、家庭、地域が連携を密にして、すべての児童生徒が生き生きと楽しく生活を送ることができるよう、そのための条件づくりに協力していく必要があります。

次の図に示すように、学校は、家庭や地域からの協力を得て教育効果をあげることができます。したがって、日ごろから家庭や地域との相互理解を深め、お互いに良きパートナーとして、それぞれの役割を分担する中で信頼関係を築いていくことが大切です。

学校・家庭・地域の連携



2 学校と家庭の連携の必要性

児童生徒を指導・支援するためには、学校・家庭が児童生徒の個性の伸長にどのように影響しているかを十分に理解しておく必要があります。

家庭は、児童生徒の人格を形成する教育環境として最大の影響力をもっているといっても過言ではありません。児童生徒の成長の土台となる「信頼感」の形成には、自己を受容、共感し、温かくみまもってくれる人が必要です。児童生徒は、自分がかけがえのない家族の一員であり、愛されていると実感することによって、自己存在感をもち、安心してのびのびと楽しく暮らすことができるものです。

しかし、最近の保護者の中には、子どもの教育について自信を失っていたり、子どもを放任したり、過保護や過干渉になったりしている場合もあり、改めて家庭のもつ教育力の活用について考えることが重要になっています。

学校は、児童生徒の家庭における生活状況を的確に把握し、学校における教育方針や指導について、保護者に理解と協力を求めていくことが大切です。このためには、日常的に、学校と家庭の相互が連絡しあい、情報を交換することが必要となります。

また、家庭との連携を密にするためには、家庭の役割や保護者の立場を十分に尊重することが重要です。大切なことは、学校や学級（ホームルーム）担任の立場だけで家庭に協力や依頼をするのではなく、児童生徒の課題を明らかにし、それぞれが役割分担をしながら解決を図るよう努めることです。そのうえで、どのように働きかけたり、どのように相談をもちかければ、保護者が児童生徒の教育に自信をもち、家庭の教育力が十分に発揮できるようになるかを考えることが大切です。

学校と家庭の連携を深める方法として、次のような例が考えられます。

① 学校・学級通信等による相互交流

児童生徒の指導に関する学校の指導方針や校則等については、児童生徒への周知はもとより、保護者の理解を得ておくことが重要です。そのためには、日ごろから学校・学級通信等を通して、学校から積極的に家庭に情報提供を行うことが大切です。

また、学校・学級通信等は、学校からの一方的な情報の提供に終わりやすく、相互連携としては十分ではありません。相互に意見や情報を交換し合う中で児童生徒理解を深め、共通の指導観を築くことができるように工夫することが大切です。

② 日常的な保護者等との相互交流

保護者は、子どもの情報について、最もよく知っており、最大の提供者でもあります。子どもが発する様々なサインについて、学級（ホームルーム）担任には気付くことが難しいことでも、保護者には把握できることもあります。

また、学校生活における児童生徒のわずかな変化、例えば授業中や休憩時間の態度及び遅刻や早退や欠席などについては、学級（ホームルーム）担任が状況を把握し、常に保護者と連携していくことが大切です。

つまり、学級（ホームルーム）担任は、家庭が児童生徒の個性の伸長に重要な役割を持つことを理解し、学級における指導の方針や指導上の課題について、家庭の理解と協力を求め、その解決のための具体的方策、子どもの成長に関する要望や意見などが学級（ホームルーム）に寄せられるよう、日ごろからの信頼関係を築き、保護者がいつでも相談できる態勢をつくっておくことが大切です。

③ 保護者会等による相互交流

学級（ホームルーム）担任と保護者が密接な連携を図っていく上で、保護者会等は大きな意義があります。しかし、限られた機会ということもあって、話合いの内容が学習の成績や伝達事項に偏りがちになっている状況もみられます。

その内容が学校や保護者にとって本当に意義あるものとするためには、保護者会等の内容を学校や学級（ホームルーム）担任が一方的に決めるのではなく、保護者が日ごろから聞きたい、話したいと思っていることを児童生徒から、あらかじめ聞いておく等、保護者の期待に応えられるような会にするための工夫が必要です。

④ 家庭訪問等による相互交流

家庭訪問等は、児童生徒の家庭での具体的な生活状況や生活課題を把握し、十分な児童生徒理解に基づく指導を効果的に進めるために重要です。そのためには、日常から、学級（ホームルーム）活動などを通して、児童生徒の状況を的確に把握するとともに、児童生徒の状況について、常に保護者等と連携がとれるようにしておくことが大切です。

家庭訪問等には、「どのように児童生徒を指導・支援していくか」といった計画的に行う訪問のほか、児童生徒の発するサインやわずかな変化を把握するための訪問や具体的な課題の解決にかかわっての訪問、さらには病気、けが、事故などの緊急対応のための訪問等があります。

家庭訪問等に当たっての基本的な考え方や態度及び実施上の工夫や留意点には次のようなことが考えられます。

- ・ 訪問の前に、どういう課題について、どのように話すかなどの目的を明確にすることが重要です。また、基本的には、事前に予定を知らせ、家庭の都合等を聞いたうえで実施することが大切です。しかし、訪問を拒否されたときは、家庭の事情や学校・学級（ホームルーム）担任に対する不信感などの原因を考え、それがどのような意味を持っているか慎重に検討する必要があります。
- ・ 訪問中は、話しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、保護者との相互理解を図ることが大切です。そのためには、家庭生活や保護者の態度についての批判をしたり、一方的に話をすることは避け、じっくり聞く姿勢を持つことが必要です。
- ・ 話合いにおいては、学校生活における授業や学級（ホームルーム）活動、学校行事、クラブ活動、部活動などさまざまな場面での児童生徒のよい点を取りあげ、それをさらに伸ばしていくという観点で働きかけることが重要です。また、保護者の気持ちを共感的に理解していく中で、児童生徒の自己実現へ向けての課題を、保護者が主体的に受けとめ、子どもに働きかけていくことができるよう援助を進めることが大切です。
- ・ 具体的な課題の解決にかかわって家庭訪問が必要になった場合には、その課題が生じた背景や原因を保護者とともに明らかにしていくことが大切です。その際、児童生徒の思いや願いを大切に、自己実現を阻んでいる要因を取り除くために、学校・家庭が、それぞれどのような役割を果たし、どのように協力していくかを確認することが重要です。

3 学校と地域の連携の必要性

地域とともに子どもたちを育てていくという観点から、これからの学校は、家庭のみならず地域に対しても垣根のない「開かれた学校」になることによって、学校の活動がより活発になり、地域から学校の教育方針や指導に対して十分な理解と協力が得られるようになります。

これからの学校は、児童生徒に「ゆとり」の中で「生きる力」を育てることが大切です。学校での教育活動のみならず、地域で、大人や異年齢の児童生徒との人間関係づくりや様々な生活体験、自然体験などを積む機会を用意することが重要です。

また、地域の人々に、通学時の交通安全指導、あいさつ運動などに積極的に協力してもらったり、学校のもつ文化的な情報などを提供したり、施設をはじめとする環境を開放するなど、日頃から地域の人々とコミュニケーションを図る必要があります。

児童生徒を取り巻く様々な課題の解決のために、学校を軸として、それぞれの特性や役割を生かして、地域のあらゆる力を結集して子どもを育てるための「地域のネットワーク」をつくっていくことが必要です。

学校と地域の連携の方法としては、次のような例が考えられます。

- ・ 文化祭や運動会などの学校行事は、地域の人々に対して参加を募るとともに、授業参観等も、保護者のみならず地域の人々も自由に参観ができるような工夫をする必要があります。
- ・ 地域の人々と連携を図り、児童生徒がPTA活動や地域の子ども会活動等に参加するよう促すことが大切です。また、児童生徒が地域で行われている自然体験活動やボランティア活動などへ積極的に参加するとともに、学校は地域に根ざした体験活動の機会を豊かにする必要があります。
- ・ 地域に「開かれた学校」をめざし、様々な情報手段を利用する等、学校の情報を提供するための伝達方法を工夫することが大切です。
- ・ 地域の人々や地元商店街等と連携を図って、防犯ステッカーや安全マップ等を作成するなど、児童生徒の安全が確保できる取組みを進めることによって、協働態勢を確立していくことが大切です。

金銭強要（恐喝）について

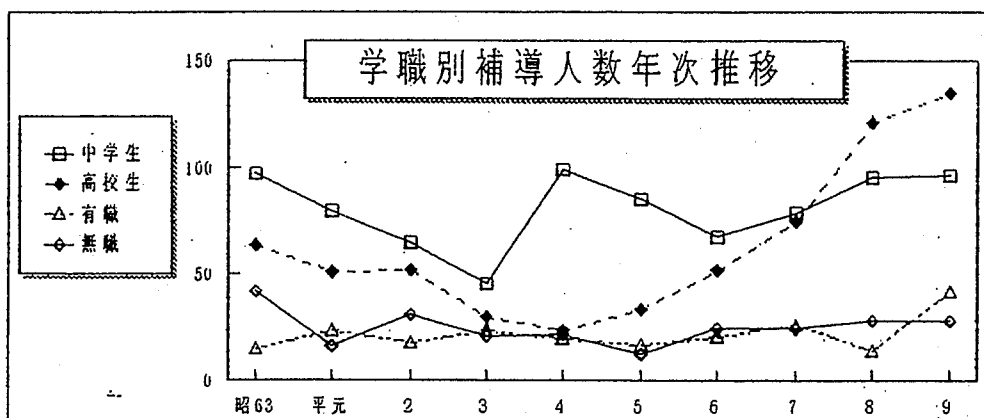
No. 18

平成10年9月

1 金銭強要の実態（平成9年広島県警察本部資料による）

広島県における金銭強要（恐喝）の学職別補導人数の年次推移

	昭63	平元	2	3	4	5	6	7	8	9
総数	223人	179人	169人	124人	166人	154人	168人	208人	266人	313人
小学生	3	2	1	1	0	4	1	4	2	0
中学生	98	80	65	46	99	86	68	79	96	97
高校生	64	51	52	30	23	34	52	75	122	136
大学生等	1	7	2	3	2	1	2	0	4	10
有職	15	23	18	23	20	17	21	26	14	42
無職	42	16	31	21	22	12	24	24	28	28



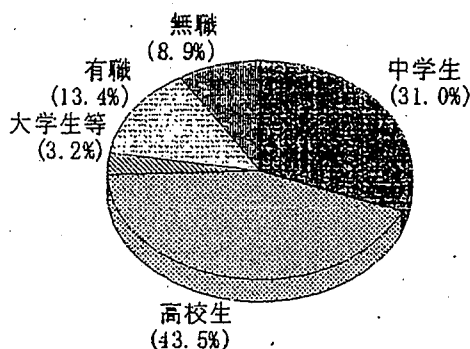
2 現状と背景

(1) 金銭強要の現状

県内において、金銭強要で補導された人数は、近年増加する傾向にあり、平成9年には、中学生、高校生をあわせて233人であり、中学生が全体の31.0%、高校生が全体の43.5%となっています。また、高校生は平成5年から急激に増加しており、平成8年は前年比62.7%、平成9年は前年比11.5%とそれぞれ増加しており、年齢別では15、16歳が全国に比べて多くなっています。

金銭強要は、力関係の優位を利用して相手に脅威をあたえ、金品を強奪する行為であり、人間として絶対に許されない行為です。

平成9年学職別構成比



また、集団によって金銭強要が行われることが多く、集団の中でお互いの問題行動を容認、助長することにより集団の結束が強まり、罪の意識が薄くなるなど、凶悪化、粗暴化しています。最近では、携帯電話、PHS等新たな通信機器の発達により、広域化、集団化がすすんでいます。

このため、集団の解体に向け、学校、家庭、地域社会が一致協力して取り組み、警察等の関係機関との連携を迅速に行う必要があります。

特に、中・高校生の金銭強要は、「どの学校においても」、「いつでも」、「どこでも」起こり、「だれも」が加害者にも被害者にもなりうる可能性があります。

金銭強要は、被害者に対して、「チケットを買ってくれ」「パー券（パーティー券）を買ってくれ」「ステッカーを買ってくれ」「カンパしてくれ」等の巧妙な手口や、「しばらく貸してくれ」といった口実（補導された時の言い訳にする）や、「だれかに言ったらひどい目にあうぞ」（暴力や集団の威力を誇示する）などの卑劣な手段を用い、被害者は「しかえし」を恐れて、保護者、先生、友人などだれにも相談できず、一人で思い悩み、苦しんでいる場合が多く、実態が見えにくくなっています。そのため、発見がおくれ、さらに強要がくり返され、被害が大きくなるケースがあります。

(2) 金銭強要の背景

金銭強要の背景としては、次のようなものが考えられます。

- ① 物事の善悪に対する意識が希薄になり、「基本的な倫理観」や「社会的規範意識」が低下していること
- ② 金銭がすべてであり、射幸心をあおるような享乐的風潮など「大人社会の問題」が子どもに影響していること
- ③ 自己の欲求をコントロールする力が身につけていないなど、「耐性の欠如」や「自己抑制力の低下」がみられること
- ④ 校内で起こったことは、すべて学校だけの力で解決しようとする「抱え込み」型の指導から抜け出していないこと
- ⑤ 「地域の教育力の低下」などから、児童生徒の地域での問題行動に対して無関心となりがちであること

3 指導の基本的観点

児童生徒が自発的、自立的に自らの行動を決断し、実行することが、問題行動の未然防止のための基本となることを踏まえ、次のような観点到に立ち、日ごろから学校における教育態勢の整備に努める必要があります。

(1) 多様な体験による豊かな心の育成

異年齢集団や様々な状況における体験を通じて、物事に感動する心やお互いを認め合うことや正しいことを追究する心を育てていかななくてはなりません。

地域活動やボランティア活動へも積極的に参加し、多様な経験を積むことが重要です。

(2) 家庭・学校における自己存在感の充足

児童生徒は、生活体験の不足やこれまでの知識偏重の教育の弊害から、自らの存在をかけがえのないものと感じることができにくく、他者を尊重することができなくなっています。

学校や家庭においても、児童生徒の言動一つ一つに対して真剣に向かい合い、自己存在感の充足に努めることが大切です。

(3) 問題行動に対する毅然とした指導

児童生徒が問題行動を起こしたとき、毅然とした指導を行うことが重要です。問題行動がわかったときこそ児童生徒に対する指導のチャンスととらえ、組織的、計画的に取り組む必要があります。

(4) 家庭・学校での望ましい人間関係づくり

「集団に所属したい」といった所属の欲求, 「自分のしたことを認められたい」といった承認の欲求, 「自分の可能性を伸ばしたい」といった自己実現の欲求などを充足させる活動を工夫し, あらゆる場面を通じて個性の育成を図り, 望ましい人間関係を育てなければなりません。

4 金銭強要を見つけるためのチェックポイント

【学校で】

学校内において, 次の例に示すような言動の変化が児童生徒に見られたら, 金銭強要が行われている可能性があります。きめ細かな注意を払って実態の把握に努める必要があります。

- ① 無断で遅刻や欠課や早退をすることが多くなっているか
- ② 校内のあまり人の行かないところに行ったりしていないか
- ③ 休憩時間に他の児童生徒の弁当やジュースなどを買いに行かされていないか
- ④ 机やノートに暴走族の名前の落書きがないか
- ⑤ ギャンブルの話題を口にしていないか
- ⑥ 急に友人関係が変わっていないか
- ⑦ 急に服装が乱れたり, 言葉遣いや態度が反抗的になっていないか
- ⑧ もの(チケットなどを含む)の売買の話をしていないか
- ⑨ 携帯電話やP-H Sやポケベルを持ってきたりすることはないか
- ⑩ 体育, 選択授業等で, 教室の金や品物が紛失していないか

【家庭で】

家庭における兆候の例として, 次に示すようなものが考えられます。これらについて保護者に十分理解を求め, こうした兆候に気づいたら, すぐ担任など学校へ連絡するよう協力を求めておくことが必要です。

- ① 会話が急に少なくなったり, 視線を避けたりするようなことはないか
- ② 態度がぶっきらぼうになったり, 粗暴になったりしていないか
- ③ 小遣いを前借りしたり, 不審な理由でお金をほしがったりしないか
- ④ 洋服や持ち物が増えたり, なくなったりしていないか
- ⑤ 見知らぬ友人から電話がかかってこないか
- ⑥ 夜間外出したり, 無断で帰宅が遅くなったりしないか
- ⑦ 弁当をやめて, 昼食代を欲しがったりしないか
- ⑧ 今まで続けていたことをやめたりしないか
- ⑨ 週末になると不安がったり, 出かけたりしないか
- ⑩ 家庭内のお金がなくなったりしていないか

5 指導に当たっての留意点

児童生徒やその周囲の情報をできるだけ細かく集め, 金銭強要などの問題行動につながっていないかを見極めることが大切です。

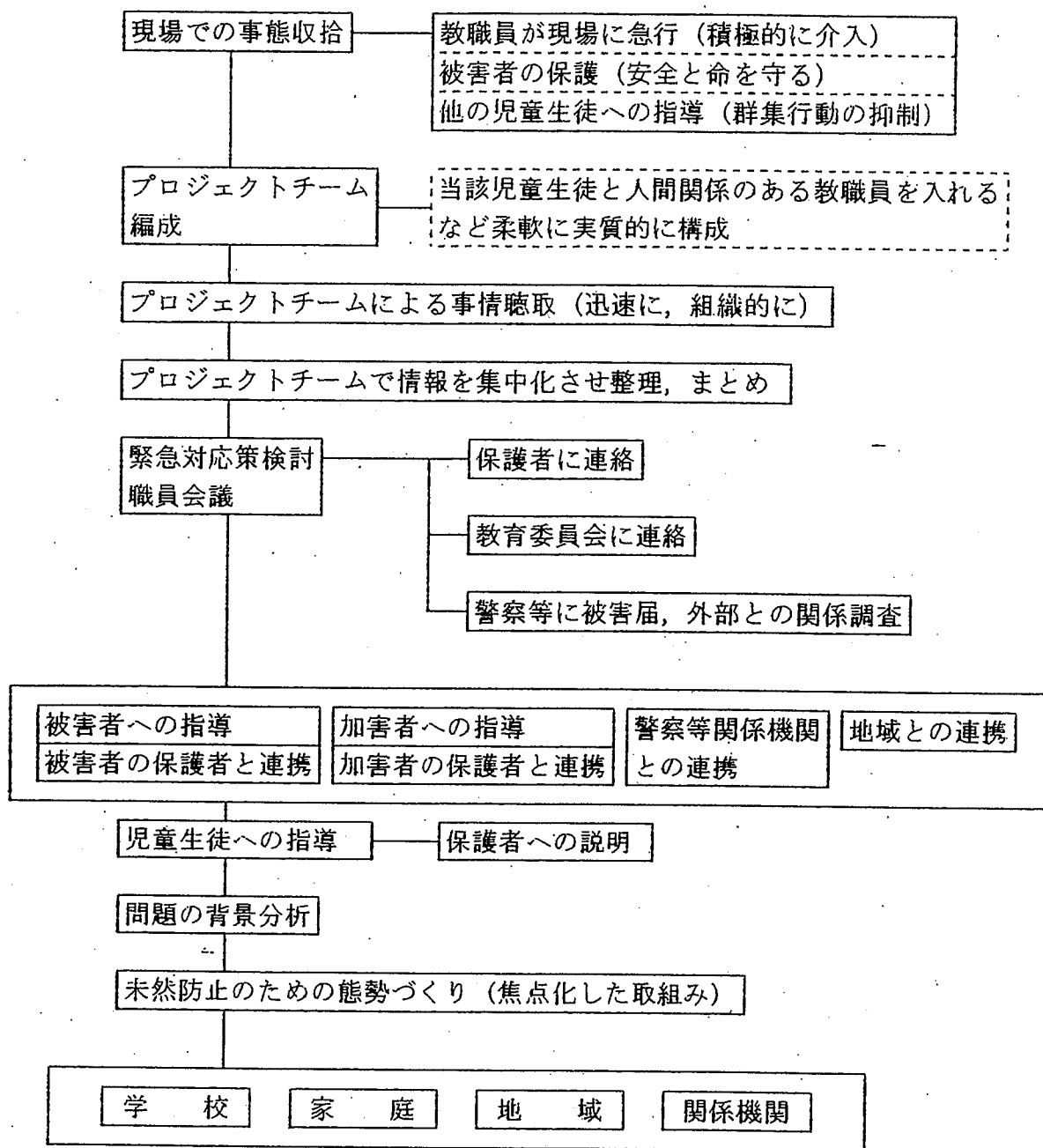
また, 被害を受けた生徒は, 「しかえし」を恐れてだれにも相談できずに悩み, 苦しんでいる場合が多く, 解決のためには, 家庭や地域や関係機関等と十分連携し合って取り組む必要があります。

については, 次の点に留意して指導の徹底を図ってください。

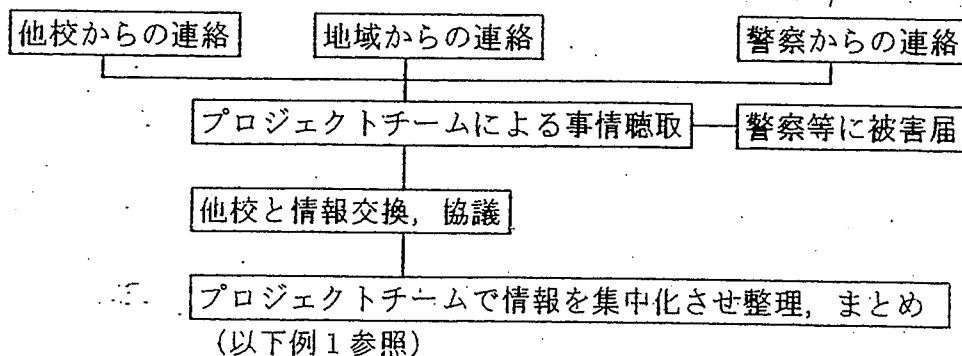
- ① 日ごろから児童生徒の出欠席, 遅刻, 早退, 授業の状況, 態度や服装の変化, 友達との会話など小さな変化を見逃すことなく状況を的確に把握すること
- ② 日ごろから気になる児童生徒の情報を, 全教職員で共有し, 学校全体で共通理解を持って指導に当たり, 家庭と綿密な連携をとること
- ③ 児童生徒が悩みや不安など気軽に相談できる雰囲気をつくり, 教育相談態勢の整備を行うこと
- ④ 校種間の情報交換や具体的で今後の適切な指導につながる話し合いを行うこと
- ⑤ 学校で抱え込まず, 地域の協力を得たり, 警察に被害届を提出するなど, 事実を徹底的に明らかにすること
- ⑥ 日常的に, 学校と家庭, 地域, 警察等の関係機関との情報交換を行うこと

6 緊急対応例

例1) 児童生徒が、校内で児童生徒に金銭強要をしている場合



例2) 児童生徒が、校外において、他校の児童生徒から金銭強要を受けている場合



暴走族追放について

NO. 19

平成11年9月

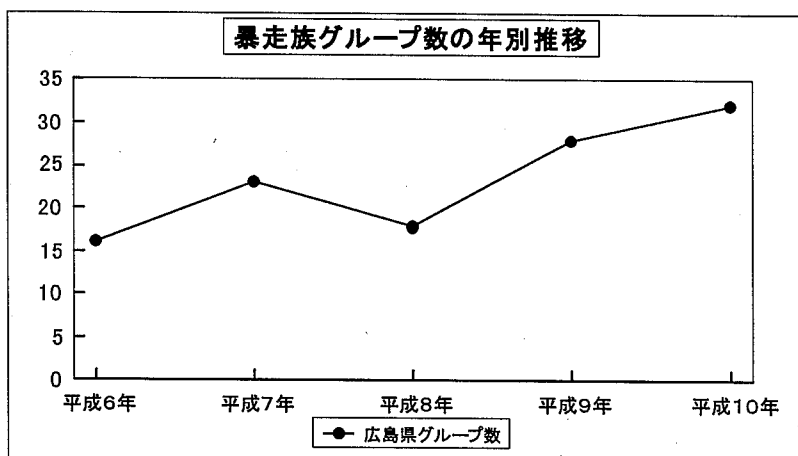
1 暴走族の実態

(1) 暴走族とは

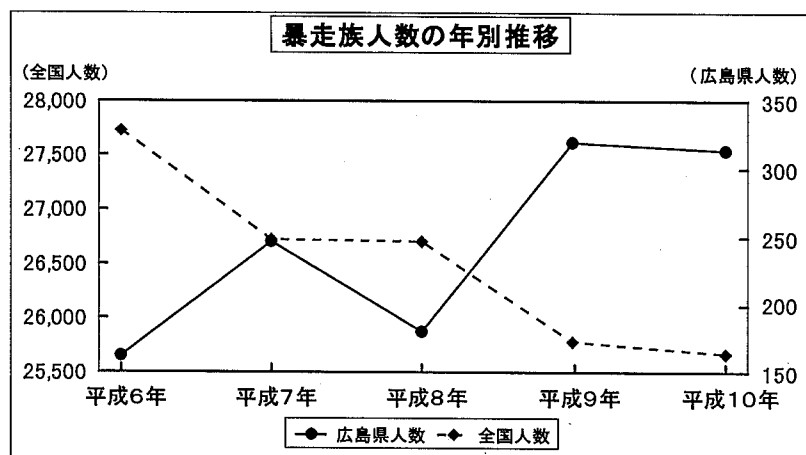
警察庁の規定によると、「道路交通法第68条（共同危険行為等の禁止）の規定に違反する行為，その他道路における自動車，又は，原動機付自転車等の運転に関し，著しく道路における交通の危険を生じさせ，又は，著しく他人に迷惑を及ぼす行為を集団的に行い，又は，行うおそれのある者」を暴走族としています。最近では，暴走行為のみならず，強盗，暴力行為，窃盗などの犯罪行為に及ぶケースも増え，警視庁では，新たに「非行助長集団」との呼び方に変えようとする動きも出ています。

(2) 暴走族の状況

広島県警によると，本県暴走族の状況は次のとおりです。

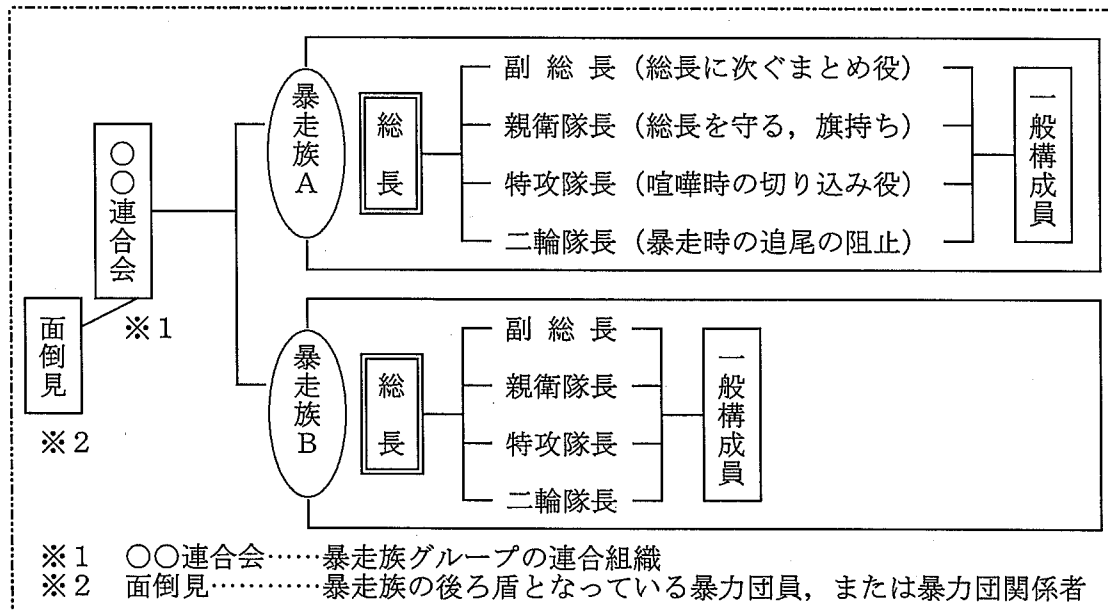


《特 徴》 グループ人数の少人数化にともない，グループ数が増加しています。



《特 徴》 全国的には，暴走族人数は減少傾向にあります，広島県においては，平成8年に一旦減少するものの，翌平成9年に大幅増加し，以後横ばいの状態となっています。

(3) 暴走族の組織構成（例）



(4) 暴走族の問題点

ア 暴力団とのかかわり

暴走族の背後には、暴走族の後ろ盾となっている暴力団員、あるいは準構成員など暴力団に近い存在の者がかかわっています。このため、暴力団事務所へ出入りをしたり、暴走族を辞めた後、暴力団組員となるケースが見られます。

【暴力団員が暴走族構成員に命令した外国人暴行事件】

暴力団員Aは、日頃面倒をみている暴走族構成員数十人に対して外国人を襲うよう指示し、その場を通行していた外国人3名に対して殴る、蹴るの暴行を加えさせ、傷害を負わせた。

イ 犯罪とのかかわり

暴走族は、暴走行為に使用するバイク等のほとんどを盗んでいます。また、暴力団とのかかわりから、暴力団へ上納金を納めているなど暴力団の資金源ともなっており、このため、強盗、ひったくり、恐喝などの事件も引き起こしています。

【暴走族が交番を襲撃した事件】

交通取締りの方法が気に入らないと暴走族が携帯電話で連絡を取りあい、暴走族約20人が交番に集団で押し掛け、椅子を蹴ったり電話機や灰皿を投げたり、駆けつけたパトカー2台を取り囲んで車両を叩き、乗っていた署員の腕をつかんで引きずり出そうとするなどの騒動を起こした。

ウ 命の危険性

他の暴走族グループとの抗争、脱退時のリンチ、共同危険行為など、自他の命を危険にさらす行為を引き起こしています。

【暴走族脱会者に対するリンチ事件】

暴走族の総長とその仲間3名は、仲間の構成員が脱会したがっていることに腹を立て、脱会意志のある仲間に対して、殴る、蹴るの暴行を加えて傷害を負わせた。

エ 日常生活の破壊

暴走族とのかかわりが深まる中で、家族関係や友人関係が不安定となって、学校を休みがちになります。

2 暴走族追放にむけて

(1) 中・高校生の暴走族に対する意識

暴走族には、暴力団とのかかわり、犯罪とのかかわり、命の危険性、日常生活の破壊などの深刻な問題が存在しており、児童生徒と暴走族が関係を持たないようにしなければなりません。広島県警による中・高校生の暴走族に対する意識調査を見ますと、①中・高校生が、暴走族と深い関わりをもっている、②暴走行為を美化する生徒が少なくない、③暴走族に誘われたら断れない、④同じ学校や同じ中学校出身者が多いなど、大変憂慮すべき状況にあります。

(2) 暴走族とかかわりを持たないための取組み

ア 絶対に暴走族に入らせない指導

暴走族の低年齢化の実態を踏まえ、小学生の段階から、警察等関係機関との連携による「防止教室」を開くなど、危険な存在としての暴走族に対する認識を深めるとともに、すでに加入している児童生徒に対しては、毅然とした姿勢で早期脱退への取組みを行う。

イ 開かれた学校づくり

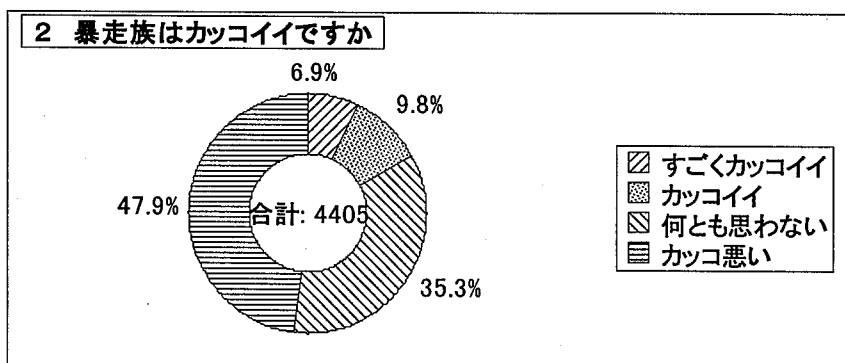
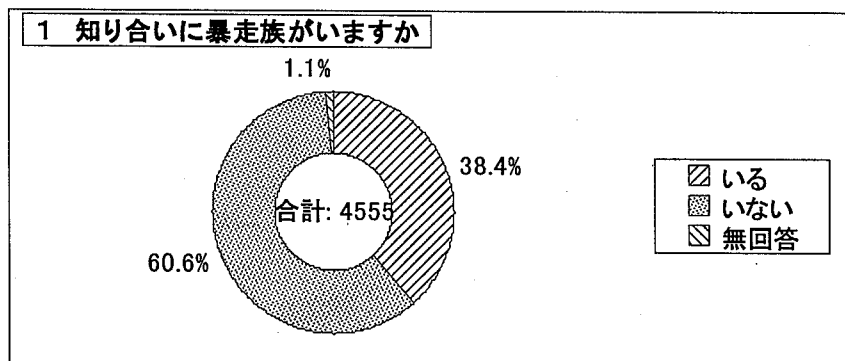
児童生徒の状況把握に積極的に努めるとともに、無断欠席、遅刻、早退などがあるときは迅速に保護者と連携を行う。また、学校・保護者・警察との連携による校外指導及び夜間巡回指導を実施するなど児童生徒が暴走族へかかわりを持たないよう取組みを行う。

ウ 自己存在感を味わうことができる学校づくり

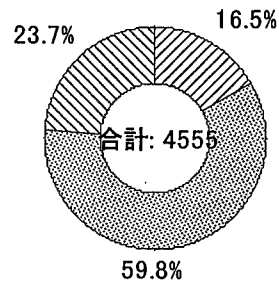
全ての児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、わかる授業づくりや特別活動の充実などを図り、一人一人が自己存在感を味わうことができ、学校とのつながりを深め、暴走族への興味・関心を持たないよう取組みを行う。

資 料

広島県警「中・高校生における暴走族に関する意識調査結果」より作成
《実施期間：平成11年2月～3月末、対象：県内公立中・高校生4,555人》

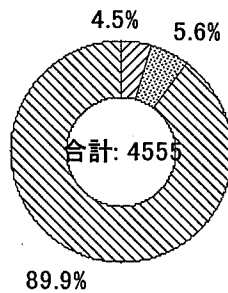


3 暴走行為をどう思いますか



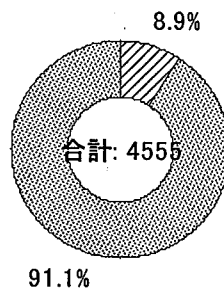
- ▨ 若いうちだから仕方ない
- ▩ 他人に迷惑やめるべき
- ▧ わからない

4 暴走族に誘われたらどうしますか



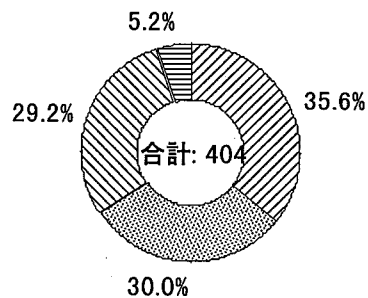
- ▨ 入ると思う
- ▩ 断るのが恐いから入ると思う
- ▧ 断る

5 暴走族に誘われたことがありますか



- ▨ ある
- ▩ ない

6 誰から暴走族に誘われましたか



- ▨ 同じ学校の同級生・先輩
- ▩ 同じ中学の出身者
- ▧ 友達
- ▬ 知らない人

危機管理について

NO. 20

広島県教育委員会

危機管理の要点

危機の予測と回避(事前の準備・防止計画・シミュレーション)

- 1 教職員の意識改革
- 2 情報収集・分析・対応(家庭, 地域, 関係機関との連携)
- 3 未然防止のための具体的な対応策

危機発生時の基本的対応の原則

- ① 校長のリーダーシップの発揮
- ② 状況把握, 情報の一元化
- ③ 開かれた連携

危機への対応(迅速に, 的確に, 組織的に)

- 1 危機レベルの判断
- 2 プロジェクトチームを組織し対応, 教育委員会との連携, マスコミ等への対応
- 3 全教職員の意識統一
- 4 児童生徒, 保護者への対応

危機の再発防止

- 1 原因や背景の分析
- 2 課題を明確にし, 問題点の改善
(校内研修等の実施など)
- 3 危機管理体制の見直し
(事件を教訓化し学校体制の見直し)

危機管理体制の確立について

(1) 危機管理の必要性

最近、暴力行為、金銭強要、暴走行為などの問題行動や不審者により児童生徒が殺傷されるなど重大な事件が起きています。

このため、学校においては、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、危機管理の観点から学校体制の見直しが必要であり、「实际的」「具体的」「簡明」を原則とした各学校独自の「危機管理・危機対応体制」をつくるとともに、「防火訓練」のようにシミュレーションを行い、実際に機能する危機管理体制を確立しておくことが重要です。

(2) 危機管理の構成

ア 危機の予測と回避

今後、起こるかもしれない様々な危機を予測し、回避するためには、1ヶ月後などの「近い将来」、半年後や1年後などの「中程度の将来」、5～10年後の「遠い将来」に分けて危機の予測を考えておく必要があります。

想定すべき危機の事例としては、「強盗、ひったくり」「集団での暴力」「暴走族」「覚せい剤など薬物乱用」「性の逸脱行為」「携帯電話やPHSなどを使った犯罪行為」「不審者による傷害事件」「通学中の事故」「交通事故」などがあげられます。

回避のための具体策としては、「学級（ホームルーム）活動等での規範意識の育成」「学校、家庭、地域で情報を共有できるネットワークづくり」「警察署員等による防止教室の開催」等が有効です。（「問題行動に関する防止学習プログラム」、「生徒指導ハンドブック」を参照）

イ 危機発生時の対応

児童生徒の生命に関わる事件や事故、社会的に影響がある事件などの重大な危機に際しては、校長自らがリーダーシップをとり、「プロジェクトチーム」を組織して児童生徒の安全を最優先の課題とし、迅速かつ的確に、組織をあげてこれに対応することが必要です。

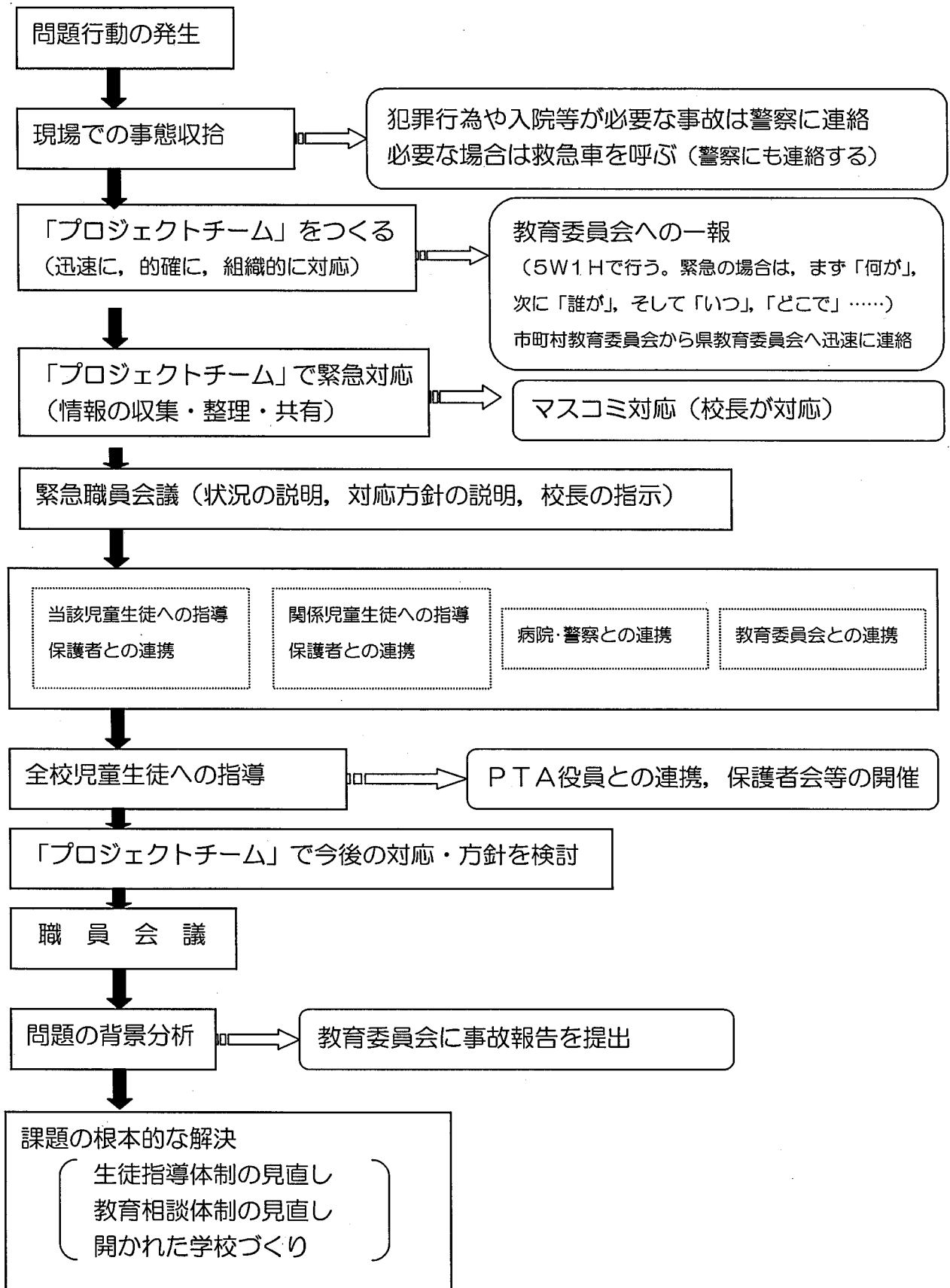
この場合、校長は、あらゆる角度から情報を収集・分析して早期に方針を決定するとともに、インフォームドコンセント（学校の方針を説明すること）、アカウンタビリティ（学校の行なった結果の説明を行なうこと）などの配慮も必要となります。

更には、危機管理にともない必要な経費・物資などについて、事務室との連携が必要です。

ウ 課題の根本的解決

事件や事故が起こったときは、学校体制に何らかの問題がなかったかどうか、課題やその背景を明らかにして、組織を見直していく必要があります。このため、児童生徒を対象としたアンケート調査、個別面談、家庭訪問などにより、児童生徒の状況把握に努めるとともに、教育相談体制の充実を図ったり、警察や関係機関との連携による開かれた連携づくりなどを進めることが大切です。

【問題行動が起こった時の危機管理（例）】



【「プロジェクトチーム」について（例）】

犯罪行為や自殺予告，入院等が必要な事故については，「プロジェクトチーム」を組織して対応します。このプロジェクトチームは，児童生徒及び教職員の安全を確保すること，児童生徒や保護者との信頼関係を守ること，学校の秩序を維持すること，社会的信頼を回復することなどをその目的とします。

